

災害時における練馬区と練馬区介護サービス事業者連絡協議会との介護サービス利用者の支援に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区介護サービス事業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における介護サービスの利用者に対する支援に関して、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に災害が発生し、練馬区に住所を有する介護サービスの利用者（以下「利用者」という。）が被災した場合に、安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、区内における震度5弱以上の地震をいう。

（協力）

第3条 乙は、乙に加盟する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対して、当該事業者の介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の利用者の災害時における安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力させるものとする。

（安否の確認および報告）

第4条 前条の規定により災害時に協力する事業者または事業所（以下「事業者等」という。）は、災害が発生した場合は、利用者の安否について確認し、別に定める内容を事業所ごとに取りまとめ、できる限り速やかに区内のいずれかの総合福祉事務所に対して報告するものとする。

2 報告は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

3 甲は、事業者等から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（介護サービスの提供）

第5条 事業者等は、甲から乙への要請に基づき、利用者の居宅、避難拠点、

福祉避難所等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等の介護サービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、事業者等が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、本協定に基づき、第4条に規定する安否の確認および報告ならびに第5条に規定する介護サービスの提供に従事した事業者等の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令その他により補償を受けることができないときは、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、損害補償を行うものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第8条 甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(守秘義務等)

第10条 乙および事業者等は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

2 甲は、この協定の履行に当たり事業者等から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意

思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成29年3月22日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
甲 練馬区
練馬区長 前川 燿男

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
乙 練馬区介護サービス事業者連絡協議会
会長 中村 紀雄